

熊本市公報(契約)

第19号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 令和3年5月21日

目次

○入札公告（令和3年度 熊本市役所本庁舎等電話設備賃貸借（長期継続契約））	1
---------------------------------------	---

契約公告第442号

令和3年5月21日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和3年度 熊本市役所本庁舎等電話設備賃貸借（長期継続契約）

(2) 目的及び概要

熊本市役所本庁舎、市役所別館（駐輪場）、SPRING 熊本花畑町ビル、住友生命熊本ビルの4施設は、熊本市の行政サービスにおいて中核となる施設である。当該施設の電話設備は、令和3年（2021年）10月31日でリース期間（7年）を満了する。設備の一部はメーカーの補償が切れるため、再リースも出来ない。また、老朽化も進み、故障発生件数が増加している。このため、当該電話設備の一部について更改を行い本市の円滑な行政サービスを維持することはもとより、新たにモバイルビジネスホンを導入することで、災害対策の強化、市民サービスの向上、通信コストの低減等を図り効率的で質の高い行政運営の推進に資することを目的とし本調達を行う。

【調達概要】

- ア 電話設備を構成するネットワーク機器の更改
 - イ 電話設備を構成するネットワーク機器監視システムの更改
 - ウ 既存電話設備へのモバイルビジネスホン内線通話等環境構築
 - エ 再リースする電話関連機器と更改機器の相互接続対応、正常性確認試験
 - オ WAN を構成する回線の調達
 - カ 電話設備に接続されている公衆無線 LAN 機器の撤去
 - キ 電話設備の運用・監視・保守
 - ク 公衆無線 LAN 機器の更改
- ※詳細は仕様書を参考のこと

(3) 履行場所

- ア 熊本市役所本庁舎 熊本市中央区手取本町1番1号

- イ 熊本市役所別館（駐輪場） 熊本市中央区花畑町9番1号
- ウ SPring 熊本花畑町ビル 熊本市中央区花畑町9番6号
- エ 住友生命熊本ビル 熊本市中央区花畑町9番24号
- オ データセンター

※オは現在本市が契約を締結し、電話設備の一部をハウジングしているデータセンターを継続利用する。データセンターに関する詳細な情報については、契約後受注者のみに提示する。

(4) 履行期間

令和3年（2021年）11月1日～令和8年（2026年）10月31日（60カ月）

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部管財課
電話 096-328-2100（直通）
ファックス 096-359-7689

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「リース・レンタル」・第2分類「OA機器類」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む。）。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 仕様書に記載されている機能をすべて達成できること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和3年（2021年）5月21日（金）から令和3年（2021年）6月30日（水）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例。（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

申請書等の提出方法等 本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書 その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 入札参加者の同種業務の実績（様式第3号）

同種業務の実績については、申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。

(エ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

(オ) 施工体系図（様式問わず）

本業務を実施するにあたり予定している施工体制について記載すること。

イ 提出期限

令和3年（2021年）6月1日（火）午後4時まで

郵送する場合は、令和3年（2021年）6月1日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 競争入札（見積）参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札参加資格確認申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

エ 提出部数

1部とする。

オ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局行政管理部管財課）宛

また、封筒の表面に申請する「令和3年度 熊本市役所本庁舎等電話設備賃貸借」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

カ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) ア(ウ)、(エ)、(オ)の書面が添付されていない場合は、当該実績又は資格を有しているとは認めない。また、提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規程第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和3年（2021年）5月21日（金）から令和3年（2021年）6月23日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-359-7689

電子メール kanzai@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和3年（2021年）6月25日（金）までに開始し、令和3年（2021年）7月1日（木）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参による場合

(ア) 入札日時

令和3年（2021年）7月1日（木） 午前10時00分

(イ) 入札場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎6階管財課

イ 郵送による場合

(ア) 提出期限

令和3年（2021年）6月30日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(イ) 送付先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局行政管理部管財課）宛

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする（2回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第5条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (8) 入札書は、令和3年7月1日（木）午前10時00分の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1 2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除とする。
- (3) 契約保証金 熊本市契約事務取扱規則第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
 - イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。
- (4) 契約書（案） 熊本市ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する
- (5) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

1 3 S u m m a r y

Summary of the Public Announcement on the Other Page

(A Summary of the Specific Contract Provisions)

(Aspects of the contract bidding process, such as the language to be used, the name of the contract, the number of items needed, the date and time of bidding, and the overseeing office will be written in English here)

Contract Name: Telephone Equipment Lease Contract for Kumamoto City Hall's Main Government Building and Other Associated Facilities

Contract Period: November 1st, 2021 ~ October 31st, 2026

Bidding Date and Time:

July 1st (Thursday), 2021 at 10:00 AM (If you are submitting your bid in person)

If you are submitting by post, your bid must arrive by June 30th (Wednesday), 2021

Language and currency to be used in the bidding process: Japanese Language and Japanese Yen (JPY), respectively.

Overseeing Office:

Municipal Properties Management Section, Administration Management Department,
Kumamoto City General Affairs Bureau

1-1 Tetorihoncho, Chuo-ku, Kumamoto City 〒860-8601

Phone Number: 096-328-2100 (direct line)